

福島市児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

福島市長 馬場 雄基

福島市規則第 18 号

福島市児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、指定障害児通所支援事業者の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第21条の5の15第1項の指定及び法第21条の5の16第1項の更新（次項において「指定及び更新」という。）の申請は、市長が別に定める様式により行うものとする。

2 指定及び更新は、指令書により行うものとする。

3 指定障害児通所支援事業者は、前項の指令書を事業所の入口その他の公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

(指定の変更の申請)

第3条 法第21条の5の20第1項の指定の変更の申請は、市長が別に定める様式により行うものとする。

(変更の届出等)

第4条 省令第18条の35第1項の規定による届出は、市長が別に定める様式により行うものとする。

2 省令第18条の35第3項及び第4項の規定による届出は、市長が別に定める様式によるものとする。

(公示)

第5条 法第21条の5の25の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定障害児通所支援事業所の名称及び所在地

- (2) 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- (3) 指定、事業の廃止又は指定の取消しの年月日
- (4) 指定通所支援の種類
- (5) 指定通所支援の主たる対象者
- (6) その他市長が必要と認める事項
(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、指定障害児通所支援事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。